

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 448

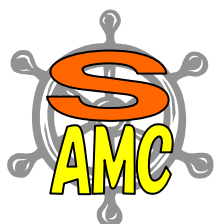
2024年 9 月 SEPTEMBER



今月のお知らせ

9月分(10月納付分)社会保険料の控除と
それに伴う源泉所得税の控除に注意しましょう

- ✂ 重加算税の対象となる仮装・隠ぺい行為とは
- ✂ 10月よりパート・アルバイトの社保加入条件変更
- ✂ 相続に関する用語
- ✂ はしやすめ ・重陽の節句
- ✂ 税務まめ辞典 ・事業用と家事用に使用している資産の売却



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

重加算税の対象となる偽装・隠ぺい行為とは

9月になり税務調査が本格的にスタートしています。税務調査は基本的に過去3年分が対象となりますが、脱税行為など悪質な場合は最長で7年分さかのぼって調査されます。

調査内容に問題がなければ「申告是認」となり税務調査は終了しますが、申告内容に誤りがあり、納税者が認めた場合は修正申告を提出し、追加の納税をすることになります。

修正申告をするということは、本来支払うべき税金が少なかったことを意味しますので、「過少申告加算税」「重加算税」など以下のような加算税が課せられます。

加算税の種類

	課税割合（追加納税に対して）	備考
過少申告加算税	10%	税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません
	当初の申告納税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分の15%	
無申告加算税	50万円まで15%	税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告した場合は左記の割合から5%軽減されます
	50万円超300万円以下の部分20%	
	300万円超の部分30%	
重加算税	期限内に申告している場合35%	過去5年以内に無申告加算税または重加算税を課されたことがあるときは10%加算
	期限内に申告していない場合40%	
不納付加算税	税務署の指摘により納付10%	源泉徴収税額の期限後納付に対する場合のみ。加算額が5,000円未満の場合は免除。
	税務署の指摘前に自主的に納付5%	

※過少申告加算税と無申告加算税については、税務調査等で帳簿の提示又は提出を求められた際、帳簿の提示等をしなかった場合および帳簿への売上金額の記載が本来記載等すべき金額の2分の1未満だった場合は納付すべき税額に対して10%、3分の2未満だった場合は納付すべき税額に対して5%の金額がそれぞれ加算されます。

※上記加算税のほか延滞税がかかります。令和6年分は納期限の2か月以内は年2.4%、2か月経過後は年8.7%の割合が適用されます。



偽装・隠ぺい行為とみなされる例

重加算税は他の加算税と比べて課税される割合が最も高くなっています。税務調査のあからさまなノルマがあるわけではないのですが、単なる計算ミスで偽装・隠ぺいに該当しないにもかかわらず税務調査官から重加算税の対象と指摘され争いとなっているケースも少なくありません。

また、重加算税が課せられた場合は5年以内に次の税務調査がある可能性が非常に高くなります。具体的に次のような事例が偽装・隠ぺい行為とみなされますので正しい申告を心がけましょう。

- 意図的に売上を計上していない
- 架空の仕入や外注費を計上
- 架空の給料を計上
- 経費を水増して計上
- 棚卸資産を実際よりも少なく計上
- 二重帳簿の作成
- 帳簿書類の破棄や改ざん
- 存在しない借入金を計上して相続税の課税価格を引下げ
- 税額控除の要件とされる証明書の改ざんや虚偽申請
- 退職の事実がないのに退職金を未払計上
- 株式を第三者が所有するようにして同族会社を回避
- 高額な資産を購入したようにして消費税の還付を受けた
- 役員や従業員の不正行為（横領や詐欺など）
- 税務調査時に虚偽の答弁

10月よりパート・アルバイトの社保加入条件変更

10月よりパート・アルバイトといった短時間労働者に対する社会保険の加入条件が変更されます。社会保険の加入対象となるのは従業員が51人以上の企業に勤務している短時間労働者の方です。これまで2016年に501人以上、2022年では101人以上と適用範囲が広がっており、将来的には人数制限をなくし、週10時間以上働くすべての労働者を加入対象とする案も検討されています。

加入対象でない企業でも、社会保険の扶養となっている方が対象となる企業へ勤務し、社会保険へ加入する場合は異動届提出などの事務処理が必要となります。

以下のすべての項目に当てはまる方が加入対象者となります

- ◆ 週の所定労働時間が20時間以上
- ◆ 所定内賃金(基本給及び諸手当)が月額8.8万円以上
 - ※通勤手当・家族手当・残業代・精皆勤手当・賞与等は含まない
- ◆ 2ヶ月を超える雇用の見込がある方
- ◆ 学生ではない



社会保険加入となる場合のメリット・デメリット

メリット

- 厚生年金に加入するため将来受け取る年金が増える
- 傷病手当や出産手当金として給与の3分の2相当を受け取れる
- 障害年金や遺族年金が上乘せされる
- 社保の扶養範囲内となる年収130万円を気にせず働ける

デメリット

- 社会保険料の会社負担が増える
- 社会保険料の給与天引きで手取りが減る
- 社保に加入したくない人が離職するおそれがある

相続に関する用語



相続とは亡くなった人の財産(権利や義務)などを特定の人が引き継ぐことをいいます。現金や不動産といったプラスの財産だけではなく、借入金や未払金などのマイナスの財産を引き継ぐこともあります。一筋縄ではいかない相続ですが、今回は用語についてご紹介します。

被相続人(ひそうぞくにん)	亡くなった方
法定相続人(ほうていそうぞくにん)	被相続人が亡くなった時に相続する権利がある方
相続人(そうぞくにん)	相続財産を引き継いだ方(法定相続人の中で相続放棄しなかった方)
直系尊属(ちよっけいそんぞく)	被相続人の親や祖父母など(直系卑属がない場合は相続人となる)
直系卑属(ちよっけいひぞく)	相続人の子供、養子、孫、ひ孫など
法定相続割合(ほうていそうぞくわりあい)	法定相続人の中で財産を相続する割合(ただし、必ずしもその割合で分けないといけないということではない)
遺留分(いりゅうぶん)	被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して相続財産の一定割合を取得する権利
相続放棄(そうぞくほうき)	相続財産も債務も放棄すること(ただし、相続開始を知ってから3か月以内に家庭裁判所へ申し立てしないと放棄できない)
限定承認(げんていしょうにん)	プラスの財産を限度としてマイナスの財産も引き継ぐこと(手続きが面倒なのであまり利用されていない)
代襲相続(だいしゅうそうぞく)	被相続人の子供が亡くなっている場合に孫が相続すること
遺産分割協議書(いさんぶんかつきょうぎしょ)	法定相続人全員で相続財産の分割方法や分割割合を決めた内容を記載した書面

※ 次回は相続人の順位や相続の割合など具体的な事例をご紹介します予定です

はしやすめ

重陽の節句



9月9日は五節句の1つである重陽の節句です。五節句とは1月7日の「人日の節句（七草の節句）」、3月3日の「上巳の節句（桃の節句）」、5月5日の「端午の節句（菖蒲の節句）」、7月7日の「七夕の節句（笹竹の節句）」、そして重陽の節句（菊の節句）をいいます。それぞれ季節の節目に神様にお供えをして無病息災や子孫繁栄、五穀豊穰などを願います。

陰陽五行説において奇数（陽）は縁起が良いとされており、9は最も大きな陽となるため、それが2つ重なる旧暦の9月9日は収穫の時期でもあったことから江戸時代の頃は盛大に行われていました。九州北部では9日のことを方言で「くんち」と呼び、重陽の節句とあわせて秋の収穫祭が行われていました。現在、新暦の10月に行われている「長崎くんち」や「唐津くんち」はその名残りです。

あまり聞き慣れない重陽の節句ですが、旧暦を使用していた頃までは五節句を締めくくる最後の行事として盛んに行われていました。“菊の節句”と呼ばれるのは、菊は邪気を祓い、寿命が延びるとされているからで、無病息災や長寿を願い、菊酒を飲んだり、栗ごはんが食べられています。また、「くんちにナスを食べると中風にならない」といわれ、好んで食べられていました。中風とは現在でいう脳卒中の後遺症である半身不随や言語障害、手足のしびれなどの症状のことです。

重陽の節句には「後の雛」という風習があります。桃の節句で飾った雛人形を、半年後の重陽の節句で虫干しを兼ねて飾り、健康や長寿、厄除けなどを願うもので、江戸時代に庶民の間に広がったといわれています。桃の節句では子供の成長をお祝いしますが、菊の花が咲く頃に飾る雛人形は「大人のひな祭り」とも言われています。

これまで馴染みがなかった方も、今年は「菊酒」や「栗ごはん」、「焼き茄子」などを味わい邪気を払って長寿を願ってみてはいかがでしょうか。

税務まめ辞典

事業用と家事用に使用している資産の売却

個人事業主が所有する資産の中には事業用と家事用の両方に使用しているものがあります。例えば店舗兼住宅として使用している建物や世帯で1台しか所有していない車両などが該当します。事業用と家事用の割合については個人の青色申告決算書や収支内訳書の減価償却費の計算欄にある「事業専用割合」という項目で確認することができます。100%でない場合はその差が家事用として使用されています。

事業用の機械や車両などを売却した場合は「譲渡所得」となります。

譲渡所得の算出は **譲渡収入 - 取得費 - 50万円（特別控除）** となります。

1が譲渡所得となります。また、所有期間が5年以上の場合は特別控除後のさらに2分の1が譲渡所得となります。

取得費とは未償却残高（購入価額 - 減価償却した金額）のことで、売却した金額から未償却残高を引いて、さらに50万円控除した後の金額が残らなければ譲渡所得は0円となります。

例えば所有期間3年、未償却残高が30万円の100%事業用として使用している車両を100万円で売却した場合、特別控除を引いた譲渡所得は20万円となります。【100万円 - 30万円 - 50万円 = 20万円】

一方、60%事業用で使用していた場合は特別控除前までを事業専用割合で計算しますので譲渡所得は0円となります。

【60万円 - 18万円 - 50万円 = 0円】

消費税の計算では100%事業用として使用している場合は売却額の全額が課税の対象となりますが、事業用と家事用の両方で使用している車両を譲渡した場合は、事業用の部分のみが消費税の課税対象となります。前述の例でいえば60万円が消費税の課税対象となります。